

# 田川広域水道企業団公告第1号

田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年2月2日

企業長 原 口 正 弘

## 1 目的

水道施設台帳の整備は令和元年10月に施行された水道法の一部改正により義務化され、その整備の方法として電子化が強く推奨されており、本企業団においても実施時期を検討してきたところである。令和9年度には本企業団の新浄水場が稼働開始となり、本企業団を構成する1市3町が整備してきた旧来の施設の統合が大きく進展することから、これを機に水道施設台帳システムを導入し、新たな施設に相応しい施設管理体制を確立することとした。

この実現に向けて、本業務において本企業団の保有する水道施設における設備機器のデータベースを構築するとともに、工事竣工図等の図書を電子化及びデータベースとの連携を図り、アセットマネジメントを活用した維持更新計画の検討やコスト管理の高度化を実現するとともに、DXの推進によって情報の検索、参照、共有等を効率化し、職員の業務効率化に寄与する最適なシステムを構築する業務を行う会社として最も適した者（以下、「優先交渉権者」という。）の選定を行うことを目的とする。

## 2 業務名

田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託

## 3 業務内容

- (1) 水道施設台帳システム構築
- (2) 水道施設整備データ構築

詳しくは、田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託仕様書による。

## 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 見積限度額

56,463,000円（消費税相当額を含む。）

## 6 選定に係る事務局

田川広域水道企業団 総務課 総務係

## 7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる(1)、(2)のいずれかにおいて、各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

- ① 法人格を有し、本業務に関する委託契約を企業団との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- ② 田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和5年告示第12号）及び構成団体の指名停止の措置要領等による指名停止期間中ないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑥ 他の参加申請書の提出者と資本又は人事面において強い関連がない者であること。

ただし、「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

I 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者又は会社

II 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持株会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

III 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

- ⑦ 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員が暴力団員でない者であること。
- ⑧ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)又はプライバシーマークの

うちいずれか1つ以上取得していること。

- ⑨ 他事業体で過去5年以内に水道施設台帳システム構築または運用保守について九州圏内で実績を有すること。

(2) 共同企業体の要件

- ① 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ② 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- ③ 前項第2号から第7号までの要件については、共同企業体の全ての構成企業が満たしていること。但し、代表企業については、前項第8号及び第9号の要件を満たしていること。

8 委託業務に係る事前説明会

事前説明会は実施しない。

9 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式第1号）

共同企業体による参加申請を行う場合は、様式第1号の2を使用すること。

- ② 誓約書（様式第2号）

共同企業体による参加申請を行う場合は、様式第2号の2を使用すること。

- ③ 会社概要（様式第3号）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

- ④ 実績調書（様式第4号）

契約書の写しを添付すること。

共同企業体による参加の場合は、代表構成員の実績を提出すること。

- ⑤ 共同企業体協定書兼委任状（様式第5号）

共同企業体による参加申請を行う場合にのみ提出すること。

- ⑥ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

- ⑦ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑧ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日の直前3か月以内に発行されたもので写しでも可）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑨ 役員等調書及び暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第4号の2、様式第4号の3）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑩ 印鑑登録証明書の写し

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年2月20日（金）12時まで

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。締切日必着。）

#### 1.0 質問の受付及び回答

(2) 受付期限 令和8年2月9日（月）17時まで

(3) 提出方法 「質問書（様式第6号）」による

(3) 質問に対する回答 令和8年2月16日（月）に当企業団ホームページに掲載する。

#### 1.1 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び提案書概要 提出部数15部

イ 機能一覧表（様式第8号） 提出部数15部

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 提出部数1部

エ 保守費用にかかる見積書（令和9年度以降）（任意様式） 提出部数1部

(2) 提出期限 令和8年3月3日（火）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。締切日必着。）

#### 1.2 公募型プロポーザル実施要領、業務委託仕様書、提出書類等の閲覧・入手方法

田川広域水道企業団ホームページ（<https://www.tksk.or.jp>）に掲載する。

#### 1.3 審査方法

田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーションの内容及びヒアリングにより審査する。

(1) 審査予定日 令和8年3月9日（月）

(2) 審査会場 田川広域水道企業団 大会議室（田川市役所別館 大会議室）

(3) 結果通知

評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定するとともに、次点以降の交渉権者を選定し、審査を受審したすべての提案者に最終結果を通知する。

#### 1 4 提案者多数の場合

提案者多数の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）への参加者を絞ることがある。この場合、提案者に対して、令和8年3月4日（水）を目途に文書で審査結果を通知する。

#### 1 5 プrezentation及びヒアリング

プレゼンテーションの時間は、1提案者につき、40分以内とし、別途20分程度の質疑応答時間を設ける。

#### 1 6 プロポーザル参加の辞退

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、優先交渉権者が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、「参加辞退届（様式第7号）」（共同企業体で参加を辞退する場合は、様式第7号の2）を提出すること。

#### 1 7 失格条項

次の各号のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと企業長が判断したとき。

(5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

#### 1 8 受託者の決定

優先交渉権者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、田川広域水道企業団契約事務規則の規定により、速やかに業務委託契約の手続きを進めるものとす

る。

なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

また、優先交渉権者との協議が整わないとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点以降の交渉権者と契約の手続きを進めるものとする。

## 1.9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関し必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、1つの提案しかできない。
- (3) 提出された参加申込書及び提案書については、田川広域水道企業団情報公開条例（平成31年条例第5号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 審査委員会の会議については非公開とする。
- (5) 提案に際して使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (7) 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- (8) 提出された書類は返却しない。また、本企業団はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (9) 本業務において本企業団より提案者及び受託者に提供する水道施設に係るデータ等の著作権は、すべて本企業団に帰属する。